

①

国保に加入されている方へ

健康年齢は、若いほどよい!

特定健診の結果を基に
あなたの健康年齢
をお知らせします

南国市の国保(国民健康保険)加入者で、40歳から74歳までの方が、12月末までに特定健診(特定健康診査)を受診すると、結果に基づき「健康年齢」をお知らせします。

「最近ストレスでお酒飲みすぎちゅう」「毎日、ウォーキングしゆうき」という方など、ご自身の健康を測るために、年に1回は特定健診を受けましょう。

国保の加入者は年度内に1回無料で受診できます。受診券をなくされた方は、ご連絡ください。

■問い合わせ／市民課国保係

☎088-880-6555

①

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

① 保険料の納付について

令和7年度の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」は7月中旬にお送りします。

年金からの天引きでなく、口座振替も申請されていない普通徴収の方は、納付書払いで納期限までに納入してください。

② 「資格確認書」の送付

8月から資格確認書が変わります。新しい「資格確認書(うす紫)」は7月下旬にお送りします。

※8月1日から、被保険者証は使えなくなります。

③ 一部負担金の割合変更

毎年8月1日現在の世帯と前年中の所得状況をもとに、医療費の自己負担割合(1～3割)の見直しを行います。その後も毎月1日現在で見直しを行います。

ご自身の負担割合は、新しい資格確認書でご確認ください。

④ 「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の廃止

これまで、窓口での支払いを自己負担限度額までとするために、被保険者証とともに医療機関に提示されていた「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の取り扱いが、次のとおり変更されます。

(お手元の各認定証の有効期限は、7月31日(休)までです。)

・**マイナ保険証をお持ちの方**

受付時に情報提供に同意すると、支払いを限度額までにすることができます。

・**マイナ保険証をお持ちでない方**

市町村窓口で申請していただければ、「任意記載事項(限度区分)の併記された資格確認書」を交付します。

医療機関受付時にオンライン資格確認を受けるか、「任意記載事項の併記された資格確認書」をご提示いただくことで、支払いを限度額までにすることができます。

※長期入院該当の適用は、マイナ保険証の有無に関わらず、市町村へ届出が必要です。

■問い合わせ／長寿支援課いきいき長寿係

☎088-880-6556

国民健康保険に加入されている方へ

注意

8月1日から、被保険者証は使えなくなります

マイナ保険証か資格確認書で受診してください

被保険者証とマイナンバーカードの一体化に伴い、現在の被保険者証(紙)の使用期限は令和7年7月31日までです。

令和7年8月1日からは、「マイナ保険証」または「資格確認書」で医療機関などを受診することになります。

・マイナ保険証をお持ちの方

「資格情報のお知らせ」をお届けします。これはカードリーダーの不具合などにより、マイナ保険証で資格確認が行えない場合に、マイナ保険証と一緒に提示することで資格確認できるようにするものです。**(「資格情報のお知らせ」単体で受診はできません。)**

・マイナ保険証をお持ちでない方

「資格確認書(緑)」をお届けします。

マイナ保険証の利用が難しい方は?

高齢者や障害をお持ちの方などでマイナ保険証での受付が困難な方は、申請していただければ、「資格確認書」を交付します。

※後期高齢者医療保険(75歳以上)の方は7ページをご覧ください。

7月下旬に送る予定やきね

マイナンバーカードを被保険者証として使うために利用登録をしておきましょう!

マイナンバーカードを被保険者証として利用登録するには?

STEP1 マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

①オンライン申請(パソコン・スマートフォンから)

②郵便による申請

③まちなかの証明写真機からの申請

STEP2 マイナンバーカードを被保険者証として登録

■利用登録の方法

①医療機関・薬局にある顔認証付きカードリーダーで行う

②「マイナポータル」から行う

③セブン銀行ATMから行う

ご自身の登録状況が分からないときは?

医療機関などの受付窓口を設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。

広報なんこく 令和7年7月号

6 広報なんこく 令和7年7月号